

大阪市告示第1623号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年12月28日(日)	午前7時から 午後5時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年12月1日(月)	午前9時から 午後1時まで
	令和7年12月8日(月)	
	令和7年12月15日(月)	
	令和7年12月22日(月)	
	令和7年12月28日(日)	午前9時から 午後6時まで

2 臨時休場

施設名	年 月 日
長居庭球場	令和7年12月29日(月)から同年12月31日(水)まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年12月6日(土)	午前8時から
	令和7年12月13日(土)	午後9時まで
	令和7年12月20日(土)から 同月21日(日)まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年12月24日(水)	

	令和 7 年12月25日（木）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年12月26日（金）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年12月27日（土）	午前 8 時から 午後 9 時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和 7 年12月 2 日（火） から 同月 6 日（土） まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年12月 7 日（日） から	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年12月 9 日（火） から 同月13日（土） まで	午前 9 時から 午後 9 時30まで
	令和 7 年12月14日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年12月16日（火） から 同月20日（土） まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年12月21日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年12月23日（火） から 同月27日（土） まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
長居第 2 陸上競技場	令和 7 年12月 6 日（土） から 同月 7 日（日） まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年12月12日（金）	
	令和 7 年12月25日（木）	
長居庭球場	令和 7 年12月 1 日（月） から 同月 5 日（金） まで	午前 9 時から 午後 9 時40分まで

令和7年12月8日（月）から 同月12日（金）まで
令和7年12月15日（月）から 同月19日（金）まで
令和7年12月22日（月）から 同月25日（木）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）